

の場合の換金金額は、別表に定めるファンドの「返還請求時に適用する価額の適用日」の価額に基づくものといたします。

2. 前項の請求は、当行所定の手続によってこれを行うものとします。

第8条（解約）

1. この契約は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
- (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- (3) この契約にかかるファンドが償還されたとき。
- (4) 投資信託保護預り口座が解約されたとき。
- (5) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中のファンドを第7条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

第9条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続により、遅滞なく当行に届出ていただきます。

2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条（その他）

1. 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 当行は、次の各号に掲げる事項によって生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づくファンド返還代金の金銭を返還した場合。
- (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づくファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
- (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づくファンドの買付けもしくはファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。

3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

(2020年10月1日現在)